

東京農工大学卓越リーダー養成機構の運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 機構は、前項のほか、東京農工大学と国立研究開発法人海洋研究開発機構との組織間連携によりブルートランスフォーメーション(BX)とグリーントランスフォーメーション(GX)を統合・融合し、地球資源の循環による持続可能性社会の実現を推進することを目的とする。</u></p>	<p>卓越リーダー養成機構の下にBX・GX国際教育研究拠点が設置されることに伴い目的を追加。</p>
<p>(機構長)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(機構長)</p> <p>第4条 (略)</p>	
<p>2・3 (略)</p> <p>4 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、機構長を<u>指名</u>する学長の任期の末日以前でなければならない。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、機構長を<u>任命</u>する学長の任期の末日以前でなければならない。</p>	<p>「指名」を「任命」に統一。</p>
<p>5 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項第2号のうち、<u>特任教員</u>の選考は、運営委員会の下に置かれる選考委員会(以下「選考委員会」という。)がこれを行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項第2号のうち、<u>教員</u>の選考は、運営委員会の下に置かれる選考委員会(以下「選考委員会」という。)がこれを行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>BX・GX国際教育研究拠点において、特任教員以外の選考が想定されるため。</p>

<p>(スマート・グローバル教育研究拠点)</p> <p>第13条 本プログラムにおける教育研究推進のため、機構にスマート・グローバル教育研究拠点を置く。</p> <p>2 スマート・グローバル教育研究拠点に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(スマート<u>社会</u>・グローバル教育研究拠点)</p> <p>第13条 本プログラムにおける教育研究推進のため、機構にスマート<u>社会</u>・グローバル教育研究拠点を置く。</p> <p>2 スマート<u>社会</u>・グローバル教育研究拠点に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>令和4年4月に拠点名を変更しているため。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(BX・GX 国際教育研究拠点)</u></p> <p><u>第13条の2 第2条第2項に規定する目的のため、機構にBX・GX 国際教育研究拠点を置く。</u></p> <p><u>2 BX・GX 国際教育研究拠点に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>卓越リーダー養成機構の下にBX・GX 国際教育研究拠点が設置されることに伴い追加。</p>

附 則 (令和5年4月1日卓規程第1号)  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。